

平成 30 年 10 月 16 日
J A に した ま

マイカーローン軽減金利の金利引下げ条件の変更につきまして

当 J A に お き ま し て は、ポスターやチラシで告知しております、マイカーローン軽減金利につきまして、諸般の事情により、平成 30 年 11 月 1 日 受付分より、下記のとおり見直しさせていただきますので、ご案内申し上げます。

記

	変更前	変更後
金利引下げ条件	以下のいずれかを満たす方 ① 給与振込または年金受取を当 J A に指定 ② 公共料金自動引落しを当 J A で 2 種目以上契約 ③ 融資対象自動車に対し、当 J A で自賠責共済または自動車共済のご契約	以下のいずれかを満たす方 ① 給与振込または年金受取を当 J A に指定 ② 公共料金自動引落しを当 J A で 2 種目以上契約

以 上